

看護補助者処遇改善事業の概要

1 対象期間

令和6年2月～5月（以降も、賃上げ効果の継続が前提）

2 対象医療機関

病院及び有床診療所であって、令和6年2月1日時点で実施要綱の別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定する医療機関

3 対象職種

看護補助者（看護補助者として以下の業務※に専ら従事する者）であって、診療報酬の算定対象となる者

※看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務

4 賃金改善等の主な要件

①令和6年2月分からの賃金改善を行うこと

※2・3月分は一時金等による支給も可能（その際、4月までに支払う必要がある）

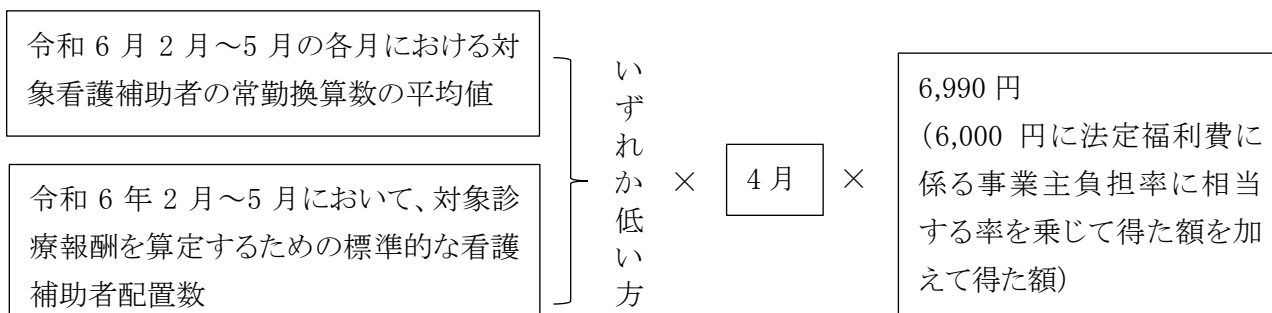
②令和6年4月分以降は、賃上げ効果の継続に資するよう、原則として基本給又は毎月決まって支払われる手当の引き上げを行うこと

③「賃金改善開始（予定）の報告」を提出すること

5 補助額の算定 = 実施要綱7で算定された額

(1)、(2)のいずれか低い方

(1) 実施要綱別添に掲げる診療報酬を算定する病棟毎に、以下の通り算定された額を合計した額



※常勤換算数の考え方については、実施要綱7(1)イをご参照ください。

(2) 令和6年2月～5月において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

6 申請・交付スケジュール (予定)

- ・ 2～4月 実際には賃上げを実施+「賃金改善開始(予定)の報告」の提出
☆「賃金改善開始(予定)の報告」 提出×切: 3月29日(金)
- ・ ~5月 実施期間終了
- ・ 6月 処遇改善報告書(実施要綱 別紙様式1)の提出
- ・ 7月 交付決定+精算交付

7 その他

① 交付決定・精算交付は令和6年6月以降(補助対象期間終了後)となっているが、補助対象期間の賃金改善は一旦医療機関の自己負担で行うことになるのか。

→ お見込みのとおりです。

② 前回の看護職員処遇改善において看護補助者の賃金改善を実施していた場合、今回も同一人物について対象とすることは可能か。

→ 本事業は2月以降に看護補助者の賃上げを行う場合に補助するものであり、更なる賃上げを行う部分に充てるのであれば対象となりますが、他の財源が充てられている既存の賃上げ部分を対象にすることはできません。